

2011年 9月 6日

奈良県知事 荒井 正吾 様

日本労働組合総連合会奈良県連合会
会 長 森 本 哲 次
連合奈良 政策委員会
委員長 佃 寿 巳

「2012(平成24)年度政策・予算」に対する要請

貴職の日頃よりの県民生活の向上にむけた行政・施策の推進に敬意を表します。

さて、3月11日に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災より、多くの尊い命が失われました。また、福島第一原子力発電所の事故と放射線被害によって待避されている方々など、すべての被災された皆様に、奈良県が積極的に取り組まれていることに敬意を表します。

震災発生から、いまだ避難所での不便な生活を強いられている方々があり、奈良県では被災者救援等いち早く取り組まれておられ、今後は一刻も早く、長期化する避難生活に終止符を打ち、生活再建の途を歩み始めることができるよう、全力を傾注することが求められていると考えます。

こうした背景から連合、連合奈良は、今こそ『働くことを軸とする安心社会』の実現を図るべく運動を強化することとしています。

そして今回、連合奈良でも広く勤労者、生活者の観点で論議を重ね、「2012(平成24)年度 政策・予算に対する要請」をまとめました。

要請の基本は、奈良県民生活アンケートを実施し、「格差」に対する住民意識、地域住民の治安意識、奈良県民の介護負担感、奈良県民と地域の学校との関係、少子化問題、そして総合的な地域絆(ソーシャルキャピタル)を県民に問い、「雇用の安定は生活や治安における安心をもたらし、さらに地域の活性化にもつながる」と相互に関連しあって、「元気で住みやすい、安心と安全の奈良」を形作っていくことを基本としています。

具体的な政策要請は全部で25項目となっています。これらの趣旨を十分にお汲み取りいただきながら、貴職の県政運営に是非とも反映させていただくよう要請をする次第です。

1. 格差に対する県民意識から

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

雇用・労働行政の充実、強化で奈良県の果たす役割を十分に認識し、県民生活の安定に向けて、良質な雇用の確保と創出について力強い施策を展開されること。また、奈良労働局や経営者団体とも連携を深め、これまでに奈良県が保有してきた施設や蓄積してきたノウハウを活かした労働政策と産業政策から、より相乗効果が期待できる施策を構築すること。具体的には、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実、強化を図られること。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者、高齢者、母子家庭の母、障がい者の人等に対して、県域自治体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、キメ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事と共に住居を無くした方々への実効ある支援施策を検討、強化されること。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底、履行されるよう企業、経営者団体等に指導を行うこと。

(4) (公契約条例の制定)

行政の福祉化推進やワークルールの遵守を徹底させるため、環境活動への取り組みなど評価に対する項目の豊富化を図って、公正な入札制度を確立されること。早期に、公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組み)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨が周知・徹底されること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等の選定し、研究を進められること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう、市町村と連携を図ること。

2. 産業・中小企業施策

(1) (新たな雇用創出に繋がる企業誘致施策の拡充)

企業誘致施策は、特に重要な政策で、先端産業企業と地場中小企業との連携で、事業拡大とともに新たな雇用創出が期待できる。よって、大型の補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(2) (中小・地場企業への融資制度の拡充と官公需優先発注の推進)

奈良の産業を底支えする中小、地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ①現在の多様な融資制度について、利用状況等の検証を行った上で使いやすい融資制度の拡充をさらに図ること。

(3) (労働組合も参画したネットワークの構築)

奈良活性、地域活力アップに向け幅広い議論をするため、行政・経済団体・労働団体が参画する新たな協議体の設置について検討されること。

3. 行財政改革施策

(1) (県民との連携をより深めた行政運営の推進)

県政運営にあたっては、広範な県民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても県の事業を委託するという方向だけではなく、県民やNPO等からの有効な意見、提言は県政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど双方向から連携を図ること。

(2) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、県民の理解を得ながら引き続き、国に対して積極的な提言および行動を行うこと。

4. 奈良県民の介護負担感意識調査から福祉・医療施策

(1) (医療体制再編整備の拡充と医療従事者の離職防止施策)

奈良県においては、県民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため、広域的・専門的な役割を果たすとともに、新奈良県立病院、県立医科大学付属病院の整備、そして南和3病院の再編整備について、奈良県医療連携体制の充実を進められ、随時検証を行い、課題などがあれば見直しを行うなど地域医療体制に万全を期すこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などを新たに講じられているが、医療従事者（医師・看護師など）の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めた、サービス提供基盤の整備や障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのかわからないのが現状である。奈良県におけるメンタルヘルス対策事業においては、現在実施をしている県民の健康づくりに関する取り組みと同様に企業に対しても、医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に、中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

5. 奈良県民と地域の学校との関係から子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てができるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実をはかることも重要である。奈良県においては、市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう連携を図るとともに、県域全体の状況や課題の把握を行い、子育て支援の充実を図ること。

(2) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来、社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために子どもの成長過程に応じた教育システムの構築に取り組むこと。

(3) (公的就学支援施策の拡充)

経済的な理由により、教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、県の現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の授業料無償化の継続を国に対して要望すること。

(4) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待への対応は、早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立に向けた支援の充実を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(5) (配偶者暴力防止法改正を踏まえた取り組みと普及啓発)

「配偶者暴力防止法」の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定に向けた支援を行い、県としても被害者支援に対する積極的な体制整備を図ること。また、県民が配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう「配偶者暴力防止法」の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(6) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画の推進のため、なら男女GENKIプランを2006年（平成18年）度から2015年（平成27年）度まで策定されています。これまでのプランに基づいた施策の進捗状況を検証し、県内市町村において策定している行動計画の推進支援、情報提供を充実させるなど、連携・協力を一層進めること。

6. 治安意識向上の観点から街づくり・平和人権施策

(1) (災害対策・耐震対策の拡充)

- ①大規模災害に備え、災害時用の食料備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。
- ②災害時に一時避難場所となる奈良県域での公立学校の耐震化率は、全国平均に比べると低い水準になることから優先して施策に取り組むこと。また県民・市民の安全を守る観点から、各自治体と連携をはかり、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(2) (治安対策の向上)

- ①私たち県民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、現状を下回らない警察官や交番相談員を配置して、治安対策をより強化すること。
- ②県民の安心、安全対策の確立に向けて、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティーを重視した地域組織(自治会や自警団、夜回り隊など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(3) (街づくりの強化)

奈良県の道路整備の現状は、全国に比べるとまだまだ低い水準にあります。県道の整備率で比較いたしますと、平成18年度で全国平均が55.1%で、奈良県は31.4%の46位となります。県道は一般県民が日常生活で利用する機会が多く、本県の均衡ある発展と活力ある地域づくりを実現するためには必要不可欠なものであり、このような低い整備水準であることを考えると、今後積極的に県道の整備を進める必要があります。

これらから、高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備(鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など)も進めて行くこと。また地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を県民に対して、より広く、よりわかりやすく行うこと。

(4) (人権侵害救済制度の確立)

さまざまなハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて、人権侵害に対する救済制度を確立するためにも「人権侵害救済法(仮称)」の制定に向けて国に働きかけ、さらに奈良県としての人権啓発活動もより一層強化すること。

(5) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。 以上(計25項目)